

臨床倫理に関する方針

憲法にうたわれる基本的人権やリスボン宣言はもとより当院の『行動指針』、『患者の権利と責務』、『個人情報保護法』等に基づき、すべての職員が臨床におけるさまざまな問題に対応し、患者様にとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床倫理に関する方針を次のとおり定めます。

1. 患者様の人権を最大限尊重するとともに、患者様と職員が協力し、患者様の最善の利益を追求する医療を実践します。
 - 1) 患者様の立場に立った応対を常に心がけ、良好な信頼関係を築くよう努めます。
 - 2) 医療内容やその他必要な事項について、患者様又はご家族に十分な説明を行います。
 - 3) 検査・治療等の同意や選択にあたっては、患者の自己決定権を尊重します。
 - 4) 患者様のプライバシーや個人情報に配慮し、職務上の守秘義務を遵守します。
2. 患者様の信条や価値観に十分配慮した上で、生命倫理に関する関係法令、診療ガイドラインおよび当院の実施手順に従った医療を実践します。
上記手順にそぐわない事例があった場合はその都度、当院の実施手順を見直し、その上で実践します。
3. 医学医療の進歩に応じて必要な研究の実施や倫理的な問題を含むと考えられる医療行為等については、関係機関と十分は検討のうえで実施します。

《事例》

- ・当院において困難な検査・治療を希望される場合はその旨を十分説明の上、患者様にとって最善と思われる施設へ紹介します。
- ・治療中止を希望される場合にはそれが患者様の意志に沿う事であることを確認の上、身体的な影響が軽微なものから中止していきます。
- ・意識喪失患者様や医師を表出できない患者様の場合は、法定代理人に十分な説明を行い、同意を求めます。ただし、自殺企図等で意識をなくしている場合は、常に救命と意識回復に努めます。
- ・法定代理人が患者様にとって最善と思われる選択を行わなかった場合で、それが生命に直接影響を与えると判断される場合には、関係機関等に連絡します。
- ・終末期医療に対しては、患者様およびご家族の意向をふまえ、患者様のQOL(生活の質)に配慮した医療を提供します。

平成22年3月